

# 規制改革のさらなる加速化に向けて

令和4年4月28日

自由民主党行政改革推進本部  
規制改革等に関するプロジェクトチーム

近年の規制改革はデジタル化を軸にその議論、取組を進めてきた。これまでの提言を受けて、押印廃止など進んだ分野もあれば、書面手続きのデジタル化など、未だに遅れている分野もあり改革の進捗には差があるのが現状である。またデジタル化の次のステップとしての、データの利活用に至っては、前提となる法整備が必要なケースもあり、今後も根気強く取り組むべき課題となっている。

この状況下で、優先的に改革を加速させるべき分野が多々ある。特に、人材不足が深刻な産業分野では、規制改革に期待するところが多い。また、政府が優先的に取り組む政策課題でありながらも、担当省庁の意識が及ばず足かせとなる規制の改革が進まない事例が多々ある。このような現状認識の下、関係者からヒヤリングをおこない「規制改革のさらなる加速化に向けて」議論をとりまとめ、PTとして提言するものである。

## 1. 規制改革に関連した提言の経緯

まず、近年の規制改革の議論と成果について概観する。なお、本部とあるのは規制改革PTの提言を踏まえた行政改革推進本部の提言部分である。

### ①令和2年7月:デジタル規制改革ワーキンググループ 提言

コロナ禍を機に、今後も起こり得る感染症や大規模災害に迅速に対応し、しなやかでスマートな社会の構築に向けて、オンライン診療や遠隔教育の恒久化、対面・書面・押印原則の見直し、行政サービスの利便性の向上について、更なるデジタル規制改革の推進を提言。

### ②令和2年12月:デジタル社会構築に向けた中間取りまとめ(本部)

デジタル庁の設置やマイナンバーカードの普及促進、それらの前提となる個人情報保護法の改正、さらにペーパーレス、脱・押印、脱・対面の原則を提言。

### ③令和3年5月:規制改革等に関するPT 提言

デジタル化の推進の先には、それによって蓄積されたデータの利活用を見据えた規制改革も重要になる。これまでのデジタル化への取り組み状況を踏まえて、データ利活用型社会の実現に向けたさまざまな課題を解決すべく種々の改革について提言。

### ④令和3年12月:デジタル原則策定等に向けた提言(本部)

デジタル社会の更なる具現化に向けて、既存の規制・行政・デジタル改革のため政

府が取りまとめる一括的な改正方針に対し、その適合基準となる『デジタル原則策定』に向けた提言。

## 2. 人材・資格に関する規制改革

コロナ禍でデジタル化が加速され、リモートワークの一般化など働き方改革も進んできた。その中で有資格者の配置など、いわゆる「常駐・専任規制<sup>1)</sup>」の問題がある。専門的な知識を持った技術者を一つの業務に専任で常駐させる規定については、デジタル技術等でカバーできる部分においては、早急に規制を見直すべきである。また、その資格を得る「学歴要件」についても、根拠の乏しい規制が残っており、こちらも併せて改革を検討すべきである。

### (1) 建設業における技術者等の常駐・専任規制の改革

技術者や専門職等に常駐や専任を求める規制には、大きな改革の余地がある。たとえば、行政手続書類の作成や雇用管理など、常駐をせずにテレワークを活用することのできる業務があるのではないかと、また、デジタル技術の発展に伴い、複数の施設・事業所を兼務する余地が広がっているのではないかと、という観点から見直しを進めることにより、特に地方における人手不足の解消にもつながることが期待される。こうした見直しについて、分野横断的に改革を進めていくことが必要である。

具体的には建設現場などに常駐が義務づけられている、監理技術者や主任技術者のように、業務の内容によってはWEBカメラなどを活用することでリモートワークが可能になる場合もある。その資格要件が求める目的の達成が可能な範囲であれば、安全性等を犠牲にしないという前提で、リモートによる複数現場への対応を可能とすべきである。

併せて現状では、請負金額によって専任条件が異なる規定となっているが、近年の資材価格や労務費の上昇で実態との齟齬が生じている。特に主任技術者については小規模工事まで一律に必置となっている。これらの状況も踏まえて実態にあわせた常駐・専任規制の改革を加速化させる必要がある。

### (2) 外部委託制度における月次・年次点検周期の見直し

---

1) 「常駐」規制とは、一般に、常に事業所や現場にとどまることを求める規制のことをいうが、こうした規制の存在により、物理的にその「場所」にとどまることが必要であり、テレワーク等の遠隔での関与が許容されないことになる。また、「専任」規制とは、一般に、職務の従事や事業所への所属等について、兼務せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求める規制のことをいう。こうした規制の存在により、例えば、同一人物が複数施設の同じ役職を兼務できないといった課題が生じる。

再エネ発電設備をはじめとする電気設備は、電気保安のため電気主任技術者による月次点検と年次点検が義務付けられている。しかし、今後は人手不足により現行の点検頻度を維持することが難しくなっていくと見込まれる。一方で、計測技術が成熟していることや、停電年次点検の頻度と停電事故率の相関が無いこと、さらには、更新推奨年内の設備起因による停電事故率は僅少であることが明らかになっている。この点を踏まえ、対象の設備が更新推奨年内の設備等であることを条件に、電気保安管理業務の外部委託制度における、「月次点検」及び「停電を伴う年次点検」を延伸すべきである。

### (3) 資格取得における学歴要件の見直し

技術者や士業等の資格取得については、一般的に、試験や学歴・実務経験等が要件として定められている。しかしながら、その中には、受験資格として実務経験を求めつつ学歴によって必要な実務経験年数が異なるものや、学歴と実務経験によって(無試験で)資格を取得できるが、大卒・高卒等の学歴や卒業した学科によって必要とされる実務経験年数が異なるものが存在する。

中小企業によっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用が困難であることに加え、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者や他業種から中途採用した人材のキャリア形成の妨げになっているとの指摘がある。また、現場で技術者を指導する立場から、指定学科の卒業者と指定学科以外の卒業者に大きな差はないとの声もある。なお、ここでいう「学歴」とは、多くの資格において文部科学省所管の学校教育法における大学(院)・短大・高専を念頭に制度が設計されており、これ以外の教育施設<sup>2)</sup>は含まれない場合がある。地域によっては、資格が指定する学科を置く大学等が所在していないこともあり、こうした取扱いの差についても検討すべきである。

#### ①建設業における技術者等の資格要件の見直し

建設業においては、慢性的な人材不足と高齢化の進行により、育成や資格取得に年数がかかる技術人材の確保が困難となっている。特に中小・零細企業では、営業所等への人員配置義務への対応・確保に苦慮している。たとえば、監理・主任技術者の試験以外の資格取得要件として、実務経験の年数がある。これは、指定学科の大卒3年、高卒で5年、指定学科以外だと10年という長期の実務経験年数が求められている。さらに、一級施工管理技士は指定学科の大卒で3年以上、中卒だと15年以上の実務経験という合理的とは言い難い要件となる。このように、指定学科の範囲

---

2) いわゆる「省庁大学校」呼ばれる学校で、厚生労働省所管の職業能力開発促進法における職業能力開発大学校・短期大学校などを指す。

や実務経験年数の見直しが必要なことは明白で、令和4年上期までに早急に結論を得るべきである。

## ②測量士・測量士補の資格要件の見直し

測量士業界においても、測量業務従事者の高齢化が進むとともに、新規採用の面でも特に地方部において厳しい状況にある。短期大学等(文部科学省所管)において測量関係科目を修めた者は、卒業後無試験で測量士補(実務経験3年で測量士)に登録できる一方、職業能力開発短期大学校(厚生労働省所管)においては、短大等と比較しても遜色ない実践的な知識・技術教育を実施しているものの、卒業生が無試験で測量士補に登録することができない。このため、求職者の供給源を拡大するためにも、測量に関する専門の養成施設の登録要件の拡大や緩和などの見直しを進めるべきである。

## 3. 省庁の意識改革が必要な課題

さまざまな政策課題がある中、その実践の過程で規制改革が必要とされる場面が多々ある。特に、働き方改革やカーボンニュートラルに代表されるように、国を挙げて取り組むべき挑戦的な課題に対しては、各省庁が一丸となって臨む必要がある。しかし、実際には、既存のルールに縛られたまま、規制改革が進んでいない分野が多々あり、それらが、政策実現の足かせになっていることも珍しくない。規制改革の前に、各省庁の意識改革が必要となっている。

### (1) CIQに見る縦割り行政の弊害

入国時、検疫・入国審査・税関申告(CIQ)は、これまで個別に手続きを要していた。重複する申請項目も多く、簡素化の要望はかねてからあった。しかし、それぞれの手続きが、厚労省、法務省(出入国在留管理庁)、財務省(関税局)と異なる省庁の所管であり、改革は進んでこなかった。縦割りの弊害とも言える連携の難しさがあったが、Visit Japan Web というウェブサービス<sup>3)</sup>により、オンラインで手続き可能となるサービスが昨年12月よりスタートしたことで、スムーズに手続きを行えるようになった。縦割りの弊害をデジタル化により打破した好例でもあり、他の政策課題への横展開を推進すべきである。

### (2) 労働分野の届出事務の簡素化

企業における届出事務の簡素化を図るため、一定の要件のもと、本社所轄の労働

---

3) [https://www.digital.go.jp/policies/visit\\_japan\\_web/](https://www.digital.go.jp/policies/visit_japan_web/)

基準監督署に事業場の分をまとめて届け出る「本社一括届出」が可能とされているが、対象手続が就業規則届や 36 協定届等に限定されている。その趣旨を踏まえ利便性を高めるためにも、本社一括届出制度の対象となる手続を拡大すべきである。

育児休業給付金の申請にあたっては、公共職業安定所に手続を行うことが必要であるが、データの利活用という視点で自治体との情報共有を推進することで、提出が求められている添付書類などが省略できる。さらに、雇用保険の求職者給付を受ける際に、離職票を事業主経由で受け取っているのが現状であるが、e-Gov 電子申請のデータベース<sup>4)</sup>を活用し、マイナンバーカードで本人確認を行うことでペーパーレス化が可能になる。このように、申請・届出等の行政手続時の添付書類の省略を進めるために、行政機関間の情報連携を推進すべきである。また、民一民の手続きにも書面規制が多く存在している。たとえば、労働契約承継手続は分割会社からの通知が書面に限定されており、こちらもデジタル化を進めるべきである。既に「重要な手続きだから」という理由は改革をしない理由にならないことは自明であり、各省庁の意識改革が必要とされる。

### (3) プログラム医療機器の利用拡大について

プログラム医療機器 (SaMD)<sup>5)</sup> は、現行の規制では事前相談から承認までに多大な時間を要することや、承認後の追加学習を通じた機能向上 (アップデート) の円滑化等の課題があり、製品のライフサイクルが従来型の医療機器より圧倒的に短い SaMD の社会実装の上で障壁となっている。国際競争力の確保も含めた SaMD を開発・利用しやすい環境整備に向けて、承認後のアップデート時の審査の省略や簡素化、審査体制の強化をおこなうべきである。

また、認証基準がないという理由で承認の手続きが必要になるため、認証基準の作成を加速化させる必要がある。これは、コストダウンのメリットもあり競争力強化には欠かせない改革となる。基準作成が困難な場合でも審査ポイントを公開するだけでも申請のスピードがアップする。柔軟な対応を求めるとともに、診療報酬の積極収載により予見性を高めて開発インセンティブを強化することも検討すべきである。

### (4) EV 用リチウムイオン蓄電池に係る消防法の見直しについて

現状では、指定数量以上のリチウムイオン蓄電池は、消防法上の危険物規制の対

---

4) 雇用保険において、事業主から公共職業安定所に対する被保険者資格喪失届出と離職証明書申請は e-Gov 電子申請システムによる電子化が既に実現している。

5) プログラム医療機器 (SaMD: Software as a Medical Device) とは、AI 技術等を活用して医師の診断や治療を支援するソフトウェア (記録媒体を含む) であり、汎用コンピューターや携帯情報端末等で動作させる。したがって、それ自体に侵襲性はない。

象となる。このため、床面積(1,000 m<sup>2</sup>以下)・軒高・階数の制限のかかる危険物貯蔵所内<sup>6)</sup>に置かなければならず、非効率的な貯蔵所の新規建設、または既存建物の改修を余儀なくされている。ドイツ等では企業財産保険の加入条件が求められるが、床面積等の制限は存在せず、リスク判断が柔軟になされている。また、危険物規制の対象となるかどうかを判断する、蓄電池に含まれる電解液のカウント方法の解釈は地域によってばらつきがあり統一見解が策定されていない。EVを巡る国際競争の激しさを踏まえれば、我が国の規制水準について欧米とイコールフィッティングを直ちに実現すべきである<sup>7)</sup>。そのため、既存アセットの有効活用による国際競争力維持のために、一定の安全性を有するEV用の電池バッテリーであれば、危険物規制の適用除外が可能となるよう、令和4年上期までに早期に結論を得た上で措置をすべきである。また、蓄電池に含まれる電解液のカウント方法についても、令和4年上期までに統一見解を策定し周知するべきである。

#### 4. 規制改革のさらなる加速化に向けて

今期の「規制改革等に関するPT」では、デジタル化、デジタルデータ利活用という過去の提言を踏まえて、これらの改革をさらに加速させることを主眼に議論を重ねてきた。特に、コロナ禍における事業活動や生産性の向上の支障になっているという問題意識の下、有資格者の配置など、いわゆる「常駐・専任規制」や、それらの「資格要件」の見直しなどについて議論を行ってきた。これらの見直しは、デジタル等の新しい技術の活用によって「場所」という物理的な制約から国民や事業者を開放するだけでなく、地方における人手不足や「人」の活躍という観点からも、分野横断的に見直しを進めていく必要がある。さらに、今期は事業者等から制度の見直しを求める要望の強い案件についてもヒヤリングを行ってきた。こうした個別の規制改革事項についても、また規制改革を加速化するためにも、省庁の果たす役割が大きい。縦割りの弊害を打破し、当事者として改革の余地がないかどうか、常に意識して行動することが求められる。

---

6) 独立した物流倉庫のみならず、EV組立工場等のEV流通全体の貯蔵場所が対象となる。

7) 類似の事例は多々あるため、包括的な改革の制度化は次年度の課題とする。

## ＜規制改革等に関するPT 開催実績＞

- 第1回 令和4年2月25日(金) 12:00～ ブロック第5 省庁ヒヤリング  
常駐・専任規制の見直しについて  
内閣府規制改革推進室、デジタル庁デジタル臨調事務局
- 第2回 令和4年3月9日(水) 13:00～ 707号 有識者ヒヤリング  
学歴要件等の見直しについて  
夏野 剛 規制改革推進会議議長
- 第3回 令和4年3月22日(火) 16:00～ 707号 省庁・団体ヒヤリング  
CIQの規制改革について  
デジタル庁  
建設業における技術者等の配置・専任要件及び資格要件の見直しについて  
日本商工会議所  
測量士・測量士補の資格要件等の見直しについて  
一般社団法人山形県測量設計業協会
- 第4回 令和4年3月24日(木) 15:30～ ブロック第5 団体ヒヤリング  
労働分野の行政手続きの届出事務の簡素化について  
日本経済団体連合会  
プログラム医療機器(SaMD)の利用拡大について  
富士フイルム株式会社
- 第5回 令和4年4月5日(火) 16:30～ ブロック第1 団体ヒヤリング  
EV用リチウムイオン蓄電池に係る消防法の見直し  
セイノーホールディング株式会社、日本自動車工業会  
外部委託制度における月次・年次点検周期の見直しについて  
日本テクノ株式会社

# 規制改革のさらなる加速化に向けて(概要)

令和4年4月28日

自由民主党行政改革推進本部  
規制改革等に関するプロジェクトチーム

人材不足が深刻な産業分野など、規制改革を加速させるべき分野が多々ある。また、担当省庁の意識が及ばず規制の改革が進まない事例も多い。このような現状認識の下、関係者からヒヤリングをおこない規制改革のさらなる加速化に向けて議論をとりまとめ、ここに提言する。

## ○人材・資格に関する規制改革

コロナ禍でデジタル化が加速され、リモートワークの一般化など働き方改革も進んできた。その中で有資格者の配置など、いわゆる「常駐・専任規制」の問題がある。特に、建設分野を中心に専門的な知識を持った技術者を一つの業務に専任で常駐させる規定については、デジタル技術等でカバーできる部分では早急に規制を見直すべきである。また、その資格を得る「学歴要件」についても、養成施設の登録要件や、実務経験に関する要件等の規制が残っており、こちらも併せて改革を検討すべきである。

## ○省庁の意識改革が必要な課題

働き方改革やカーボンニュートラルに代表されるように、国を挙げて取り組むべき挑戦的な課題に対しては、各省庁が一丸となって臨む必要がある。しかし、実際には、既存のルールに縛られたまま、規制改革が進んでいない分野が多々あり、それらが、政策実現の足かせになっていることも珍しくない。規制改革の前に、各省庁の意識改革が必要となっている。

具体的には、労働分野の届出事務などは簡素化の余地がある。さらに、情報共有の推進やマイナンバーカードで本人確認を行うことでペーパーレス化が可能になる分野もあり規制改革の余地が残る。また、注力すべき分野としてプログラム医療機器(SaMD)などは、審査の省略や簡素化、審査体制の強化をおこなうべきである。また、EV用リチウムイオン蓄電池に係る消防法の危険物規制の見直しも、国際競争力維持のために必須である。